

令和元・2年度喜多方地方広域市町村圏組合競争入札参加資格審査申請要領

令和元・2年度に喜多方地方広域市町村圏組合が発注する工事等の請負契約、測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約、物品の購入、賃借若しくは修繕等の契約又は役務の提供を受けるための契約に係る競争入札への参加を希望する方は、次により競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

1 申請書提出の要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合は、これを受けていること。
- (3) 工事等の請負契約、測量等の委託契約、物品の購入等の契約又は役務の提供を受けるための契約に関して不正の行為をし、又は正当な理由なくして不完全な履行をし、若しくは履行をしないため競争入札に係る資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から3年を経過していること。
- (4) 工事請負契約等に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合においてその事実があった日から3年を経過していること。
- (5) 組合市町村（喜多方市、北塩原村及び西会津町。以下同じ。）の税（市町村県民税（普通徴収又は特別徴収）、法人市民税、固定資産税及び軽自動車税）を滞納していないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）への加入していること。【建設業者のみ】（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる場合は除きます。）

2 申請区分

- (1) 工事若しくは製造の請負契約
… 工事等競争入札参加資格審査申請書
- (2) 測量、工事の設計若しくは工事に関する調査
… 測量等競争入札参加資格審査申請書
- (3) 物品の購入、賃借若しくは修繕等の契約又は役務の提供を受けるための契約
… 物品購入等競争入札参加資格審査申請書

3 提出書類

別表のとおり（審査基準日：平成31年1月1日）

様式第1号から第10号及び必要な書類は喜多方地方広域市町村圏組合ホームページからダウンロードできます。

※ 喜多方地方広域市町村圏組合の様式で提出を指定してあるものについては、指定の様式で提出してください。（国、県等の様式での申請は受付できません。）

4 受付期間（時間）

平成31年1月4日（金）から平成31年2月28日（木）（土・日・祝日を除く）

午前8時30分から午後5時（正午から午後1時を除く）

郵送の場合は2月28日消印有効です。

※組合市町村内の業者は、上記期日を過ぎても随時受付しております。

5 提出先

喜多方地方広域市町村圏組合 事務局 総務係

6 提出方法

持参又は郵送【郵送の場合で受付票（受付印）の返信を希望する場合は宛名を記載した返信用封筒かハガキ（切手貼付のこと）を同封してください】

7 審査及び通知

- (1) 審査の結果、競争入札参加資格の認定をした方は、令和元・2年度喜多方地方広域市町村圏組合工事等請負有資格者名簿に登録します。（認定及び登録した旨の通知はいたしません。）
- (2) 審査の結果、不認定とした方にはその旨を通知いたします。

8 有効期間

平成31年4月1日～令和3年3月31日

9 変更事項の届出

申請書提出後から平成31年3月31日までに、申請事項に変更が生じたときは、変更届に変更事項に係る添付書類を添えて速やかに提出してください。

- ※ 喜多方地方広域市町村圏組合の様式で提出してください。国・県等の様式での申請は、受付いたしません。
- ※ 登録内容の変更については、変更届を受理した日から、効力が発生します。変更届の提出がない場合は変更されません。
- ※ 登記事項証明書等、発行に準備に係る書類がある場合は、先に変更届を提出し、後日書類を提出してください。
- ※ 変更事項の届出内容と届出時期によっては、指名通知や落札者決定を取り消されることがあります。また、変更届の提出遅延等により、入札及び契約事務の執行に重大な影響を及ぼした場合は、入札参加資格制限の対象となることがあります。

10 お問い合わせ・郵送先

〒966-0056

福島県喜多方市字屋敷免 3958 番地

喜多方地方広域市町村圏組合 事務局 総務係 Tel 0241-22-3426

(別表 1)

工事等競争入札参加資格審査申請提出書類

※ 提出書類に使用する印鑑は、印鑑証明書と同じ実印を押印すること。

※ 次の順序でA 4 版の紙製ファイル（色の指定なし）に綴り、表紙と背表紙に申請者名（商号）を記入すること。

No.	提出書類	留意事項
1	工事等競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）	喜多方地方広域市町村圏組合の様式で提出してください。 ※ 国・県の様式での申請は、受付いたしません。 ※ 支店・営業所等へ契約権限等を委任する場合には、支店・営業所等で建設業の許可を受けている工種が希望対象となります。
2	建設業許可申請書の写し	建設業法施行規則第 2 条関係（様式第 1 号及び別紙二（1）、（2）） ※ 支店・営業所等へ契約権限等を委任する場合には、支店・営業所等にも建設業許可を受けていることが確認できる書類を提出してください。
3	建設業許可通知書の写し	希望する工事種別の許可証明書を提出してください。
4	専任技術者証明書の写し	建設業法施行規則第 3 条関係（様式第 8 号）
5	令第 3 条に規定する使用人の一覧表の写し	建設業法施行規則第 4 条関係（様式第 11 号） ※ 委任先を設けない場合は、提出不要です。
6	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し	建設工事の入札参加登録には、国又は県による経営事項審査を受けていることが要件となります。
7	社会保険加入状況がわかる書類	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書により、社会保険に加入していることが確認できない場合、保険料納付の領収書等の写しを提出してください。 ※ 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書により確認できる場合は、提出は不要です。
8	建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し（中小企業退職金共済への加入を証する書面の写しを含む）	未加入の場合は、未加入の理由書（様式は任意）を提出してください。
9	営業所一覧表（様式第 2 号）	記載事項を満たしている場合、独自様式で提出しても結構です。 ※ 委任先を設けない場合は、提出不要です。
10	工事経歴書（様式第 3 号）	記載事項を満たしている場合、独自様式で提出しても構いません。 審査基準日直前 2 年分を提出してください。 記載する工事は、完成工事高の 7 割程度を 1 件ごとに記載し、残りは「その他」としてまとめて記載しても構いません。
11	技術者経歴書（様式第 4 号）	記載事項を満たしている場合、独自様式で提出しても結構です。
12	委任状（様式第 5 号）	喜多方地方広域市町村圏組合の様式で提出してください。 ※ 委任先とできるのは、建設業法上の許可のある支店・営業所等に限りです。 ※ 委任先を設けない場合は、提出不要です。

No.	提出書類	留意事項
13	登記事項証明書又はその写し（個人事業主の場合は身分証明書）	申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの。 ※ 身分証明書は本籍のある市区町村に請求します。
14	印鑑証明書又はその写し	申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの。
15	使用印鑑届（実印以外の印鑑を使用する場合）	入札等において、印鑑証明書の印鑑（実印）と異なる印鑑を使用する場合は提出してください。（任意様式）
16	組合市町村税の納税証明書又はその写し	前年度分の市町村県民税（普通徴収又は特別徴収）、法人市民税、固定資産税及び軽自動車税の証明書です。 ※ 組合市町村に納税義務が無い場合は、提出は不要です。
17	国税の納税証明書又はその写し	証明事項は「消費税及び地方消費税」です。納税証明書の様式は、税額の証明書（その1）又は未納がないことの証明（その3）、（その3の2）、（その3の3）のいずれでも構いません。
18	資本関係・人的関係調書	喜多方地方広域市町村圏組合の様式で提出してください。 資本関係のある会社 … 「親会社」と「子会社」の関係にある会社同士 など 人的関係のある会社 … 一方の会社の「役員」が、他方の会社の「役員」を兼ねている など ※ 資本関係・人的関係のない場合も必ず提出してください
19	誓約書（役員等名簿含む）	役員等名簿は、記載事項を満たしている場合、独自様式で提出しても結構です。 ※ 役員等名簿にも、代表者印を押印し提出してください。

測量等競争入札参加資格審査申請提出書類

※ 提出書類に使用する印鑑は、印鑑証明書と同じ実印を押印すること。

※ 次の順序で A 4 版の紙製ファイル（色の指定なし）に綴り、表紙と背表紙に申請者名（商号）を記入すること。

No.	提出書類	留意事項
1	測量等競争入札参加資格審査申請書 (様式第 6 号)	喜多方地方広域市町村圏組合の様式で提出してください。 国・県の様式での申請は、受付いたしません。
2	申請業種に関する登録を受けている場合、下記の書類を提出してください。 ※ 測量、建築関係コンサルタント及び不動産鑑定は、登録を受けていない場合、希望することはできません。（支店・営業所等に委任する場合は、支店・営業所等も登録を受けている必要があります。）	
	① 測量を希望する場合 ・測量法第 55 条の 2 に規定する登録申請書の写し（別表第 11） ・測量法施行規則別表第 12 による誓約書の写し ・測量業者登録証明書の写し	左記の 3 つ全て提出してください。 ※ 支店・営業所等へ契約権限等を委任する場合には、支店・営業所等で登録していることを確認できる書類を提出してください。
	建築関係コンサルタントを希望する場合 ・建築士法第 23 条の 3 に規定する建築士事務所登録通知書の写し	※ 支店・営業所等へ契約権限等を委任する場合には、支店・営業所等で登録していることを確認できる書類を提出してください。
	③ 不動産鑑定を希望する場合 ・不動産の鑑定評価に関する法律第 23 条に規定する登録申請書の写し（法律施行規則第 28 条による別記様式第 7 号） ・不動産の鑑定評価に関する法律第 24 条に規定する登録証明書の写し	左記の 2 つを提出してください。 ※ 支店・営業所等へ契約権限等を委任する場合には、支店・営業所等で登録していることを確認できる書類を提出してください。
	④ 建設コンサルタントの登録がある場合 ・建設コンサルタント登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し（別記様式第 18 号）	現況報告書の写しはそれぞれ審査基準日直前 2 年分提出してください。 ※ 報告書の表紙だけではなく、全て提出してください。
	⑤ 地質調査業者の登録がある場合 ・地質調査業者登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し（別記様式第 18 号）	
	⑥ 補償コンサルタントの登録がある場合 ・補償コンサルタント登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し（別記様式第 16 号）	
3	営業経歴書（様式第 7 号）	記載事項を満たしている場合、独自様式で提出しても構いません。 審査基準日直前 2 年分を提出してください。 記載する業務は、各営業年度における主な完成業務について記載してください。（少額業務については一括記載しても構いません。）

No.	提出書類	留意事項
4	技術者経歴書（様式第8号）	記載事項を満たしている場合、独自様式で提出しても結構です。
5	財務諸表の写し	審査基準日直前2年分を提出してください。 法人の場合…貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書など 個人の場合…営業用純資本額調書、収支計算書など ※ 上記2の書類に財務諸表が含まれている場合は、提出は不要です。
6	営業所一覧表（様式第9号）	記載事項を満たしている場合、独自様式で提出しても結構です。 ※ 委任先を設けない場合は、提出不要です。
7	委任状（様式第5号）	喜多方地方広域市町村圏組合の様式で提出してください。 ※ 測量、建築関係コンサルタント及び不動産鑑定について委任先とできるのは登録等のある支店・営業所等に限りです。 ※ 委任先を設けない場合は、提出不要です。
8	登記事項証明書又はその写し（個人事業主の場合は身分証明書）	申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの。 ※ 身分証明書は本籍のある市区町村に請求します。
9	印鑑証明書又はその写し	申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの。
10	使用印鑑届（実印以外の印鑑を使用する場合）	入札等において、印鑑証明書の印鑑（実印）と異なる印鑑を使用する場合は提出してください。（任意様式）
11	組合市町村税の納税証明書又はその写し	前年度分の市町村県民税（普通徴収又は特別徴収）、法人市民税、固定資産税及び軽自動車税の証明書です。 ※ 組合市町村に納税義務が無い場合は、提出は不要です。
12	国税の納税証明書又はその写し	証明事項は「消費税及び地方消費税」です。 納税証明書の様式は、税額の証明書（その1）又は未納がないことの証明（その3）、（その3の2）、（その3の3）のいずれでも構いません。
13	資本関係・人的関係調書	喜多方地方広域市町村圏組合の様式で提出してください。 資本関係のある会社 … 「親会社」と「子会社」の関係にある会社同士 など 人的関係のある会社 … 一方の会社の「役員」が、他方の会社の「役員」を兼ねている など ※ 資本関係・人的関係のない場合も必ず提出してください
14	誓約書（役員等名簿含む）	役員等名簿は、記載事項を満たしている場合、独自様式で提出しても結構です。 ※ 役員等名簿にも、代表者印を押印し提出してください。

物品購入等競争入札参加資格審査申請提出書類

※ 提出書類に使用する印鑑は、印鑑証明書と同じ実印を押印すること。

※ 次の順序で左端を2箇所ホッチキス止めすること。(ホッチキス止めが困難な場合は、綴り紐等で綴ること。)

No.	提出書類	留意事項
1	物品購入等競争入札参加資格審査申請書 (様式第10号)	喜多方地方広域市町村圏組合の様式で提出してください。 国・県の様式での申請は、受付いたしません。
2	財務諸表の写し	審査基準日直前2年分を提出してください。 法人の場合…貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書など 個人の場合…営業用純資本額調書、収支計算書など※ 上記2の書類に財務諸表が含まれている場合は、提出は不要です。
3	代理店又は取扱店となっている場合は、本店のその旨の証明書	
4	営業に関する許可、認可、登録等の証明書又はその写し	希望する業種を営業するにあたり許可、認可、登録等を必要とする場合は提出してください。
5	委任状 (様式第5号)	喜多方地方広域市町村圏組合の様式で提出してください。 委任先を設けない場合は、提出不要です。
6	登記事項証明書又はその写し (個人事業主の場合は身分証明書)	申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの。 ※ 身分証明書は本籍のある市区町村に請求します。
7	印鑑証明書又はその写し	申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの。
8	使用印鑑届 (実印以外の印鑑を使用する場合)	入札等において、印鑑証明書の印鑑 (実印) と異なる印鑑を使用する場合は提出してください。(任意様式)
9	組合市町村税の納税証明書又はその写し	前年度分の市町村県民税 (普通徴収又は特別徴収)、法人市民税、固定資産税及び軽自動車税の証明書です。 ※ 組合市町村に納税義務が無い場合は、提出は不要です。
10	国税の納税証明書又はその写し	証明事項は「消費税及び地方消費税」です。 納税証明書の様式は、税額の証明書 (その1) 又は未納がないことの証明 (その3)、(その3の2)、(その3の3) のいずれでも構いません。
11	資本関係・人的関係調書	喜多方地方広域市町村圏組合の様式で提出してください。 資本関係のある会社 … 「親会社」と「子会社」の関係にある会社 同士 など 人的関係のある会社 … 一方の会社の「役員」が、他方の会社の「役員」を兼ねている など ※ 資本関係・人的関係のない場合も必ず提出してください。
12	誓約書 (役員等名簿含む)	役員等名簿は、記載事項を満たしている場合、独自様式で提出しても結構です。 ※ 役員等名簿にも、代表者印を押印し提出してください。